

表 題 刑事訴訟法の再審に関する規定（再審法）の改正を求める陳情書

陳情趣旨

冤罪は、人生を破壊し、人格を否定する人権侵害で、速やかに救済されるべきです。

現行の再審法は、刑事訴訟法 全 507条 に組み込まれ、再審規定（再審法）として、4編 再審 の 435条 から453条 までの18条 で成り立っています。

再審制度は、無実の人を救う制度にもかかわらず、検察の不服申し立て（上訴）により長年の歳月を費やし、その救済が遅れています。

再審開始決定を早め、直ちに裁判のやり直しを行い、検察はその裁判で改めて不服を申し立て、持論を主張すべきです。

「不服申し立て」で「再審開始」を先延ばしすることを認めるべきではないと考えます。

再審を請求するには、新しい明白な証拠を提出しなければなりません。証拠のすべてを捜査権を持つ警察・検察が保持し、開示されないものもあり、すべての証拠を開示する義務を課す、明確な法律の規定が必要です。

現行の刑事訴訟法の再審規定は、日本国憲法第39条を受けて大正時代の旧刑事訴訟法の不利益再審の規定を削除しただけであり、冤罪者の早急な救済のため、刑事訴訟法の改正が必要です。

青梅市議会は政府に、誤った有罪判決を受けた無実の者を敏速に救出できるよう、以下のとおり「刑事訴訟法の再審に関する規定（再審法）の改正」を上申されるよう、陳情いたします。

陳情内容

1、再審のためのすべての証拠を開示すること

再審無罪となった冤罪事件のほとんどは、検察や警察が無罪の可能性が高い証拠を公判に提出せず、隠し続けたことが明らかになっています。この証拠隠蔽が誤判の最大要因です。被告人に有利な証拠も不利な証拠もすべて明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。冤罪をなくすには、「証拠をすべて開示させる制度」が必要です。新しい証拠が求められる再審こそ、捜査機関が持つすべての証拠を開示するのは当然です。

2、再審開始決定には、検察の不服申し立てを禁止すること

再審開始決定に対して検察が上訴して取り消しを申し立てるのは、意味なく裁判を長引かせ、無数の人々を苦しめるだけです。有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察が再審開始決定に不服があったとしても、この再審公判で主張でき、再審開始決定に検察の不服申し立てを認める必要はありません。

再審開始決定に、検察の不服申し立ては禁止すべきです。

青梅市議会議員 鴨居 孝泰 殿

令和 4 年 2 月 9 日

陳情者 〒 \* \* \* \* \*

住所 \* \* \* \* \*

団体 \* \* \* \* \*

代表 \* \* \* \* \*

電話 \* \* \* \* \*

FAX \* \* \* \* \*

